

# 町田市薬師・金井地区中学校 新たな学校づくり建設基本計画

2026年3月

町田市教育委員会

---

## - 目次 -

**第1章 建設基本計画について**

1-1 建設基本計画作成の背景・目的	…3
1-2 薬師・金井地区統合新設中学校の新たな学校づくりの概要	…3
1-3 上位計画	…6

**第2章 学校建設地の現状**

2-1 学校建設地の概要	…9
2-2 学校建設に関する近隣または周辺環境の状況	…11
2-3 敷地の現状	…11
2-4 学校建設地に接続する道路の条件	…12
2-5 電気、ガス、水道及び下水道等に関する条件	…13
2-6 その他の関係法令等	…15

**第3章 施設計画の基本的な考え方**

3-1 施設整備コンセプト	…17
3-2 リニューアル工事	…18
3-3 施設に関する諸計画	…21
(1) 配置計画	…21
(2) 動線計画	…21
(3) 立面計画	…22
(4) 断面計画	…22
(5) 構造計画	…23
(6) 設備計画	…26
(7) 外構計画	…28
(8) 仕上計画	…29
(9) 昇降機設備計画	…31
(10) 環境配慮計画	…32
(11) 防犯・安全計画と防災計画	…33

## **第1章 建設基本計画について**

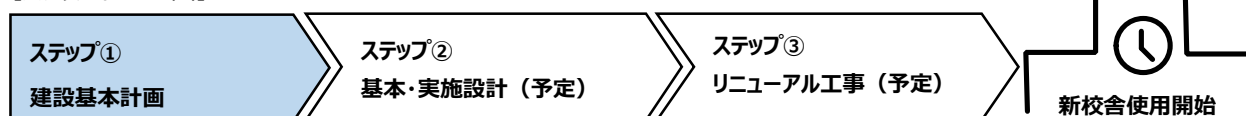
## 第1章 建設基本計画について

### 1-1 建設基本計画作成の背景・目的

教育委員会では、生徒数の減少と学校施設の老朽化という問題に対応しながら、未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるために「町田市新たな学校づくり推進計画」を策定し、薬師・金井地区の新たな中学校をリニューアル工事<sup>※1</sup>を実施する計画を進めています。

「町田市薬師・金井地区統合新設中学校 新たな学校づくり建設基本計画」（以下「本計画」）は、「町田市教育プラン2019-2023」、「町田市新たな学校づくり推進計画」、「町田市立学校施設機能別整備方針」等の上位計画に基づき、薬師・金井地区統合新設中学校の新たな中学校の基本的な施設整備の方針を示す。

【ステップイメージ図】



※1リニューアル工事：内装・外装などの老朽化改修工事と新たな学校としての機能を付加する工事（詳細は3-2 リニューアル工事を参照）

### 1-2 薬師・金井地区統合新設中学校の新たな学校づくりの概要

#### （1）既存校の概要

薬師中学校・金井中学校の概要を下記に示す。

#### 【薬師中学校（築55年）】



所在地：東京都町田市金井一丁目20番1号

#### 1) 生徒数（学級数）の推計（年度）

通常学級	2025	2030	2040
生徒数	285	231	110
学級数	9	8	4

特別支援学級(2025年度)	知的
生徒数	19
学級数	3

#### 【金井中学校（築41年）】



所在地：東京都町田市金井六丁目15番1号

（年度）

通常学級	2025	2030	2040
生徒数	441	375	296
学級数	14	11	9

## 2) 学校の主な変遷

- ・1971年 町田市立薬師中学校開校
- ・1984年 町田市立金井中学校開校（金井中学校開校に伴い薬師中学校より生徒分離）

### (2) リニューアル校舎使用開始時及び今後の生徒数・学級数

(年度)

通常学級	2031	2040
生徒数	460	314
学級数	14	9

※新校舎には「知的障がい特別支援学級」及び「自閉症・情緒障がい特別支援学級」を設置する。

### (3) 薬師・金井地区新校舎使用開始目標年度

教育委員会では、町田市新たな学校づくり推進計画を踏まえて、新校舎で教育活動を開始する「新校舎使用開始目標年度」を定めている。薬師・金井地区では、薬師中学校と金井中学校を2028年度に統合し、金井中学校の位置にリニューアル工事を施す新たな中学校を2031年度から使用開始することを目標としている。

(年度)

学校名	新校舎建設 予定地	基本計画検討着手 目標年度	新校舎使用開始 目標年度 ※
薬師中学校		2025	2031
金井中学校	○		

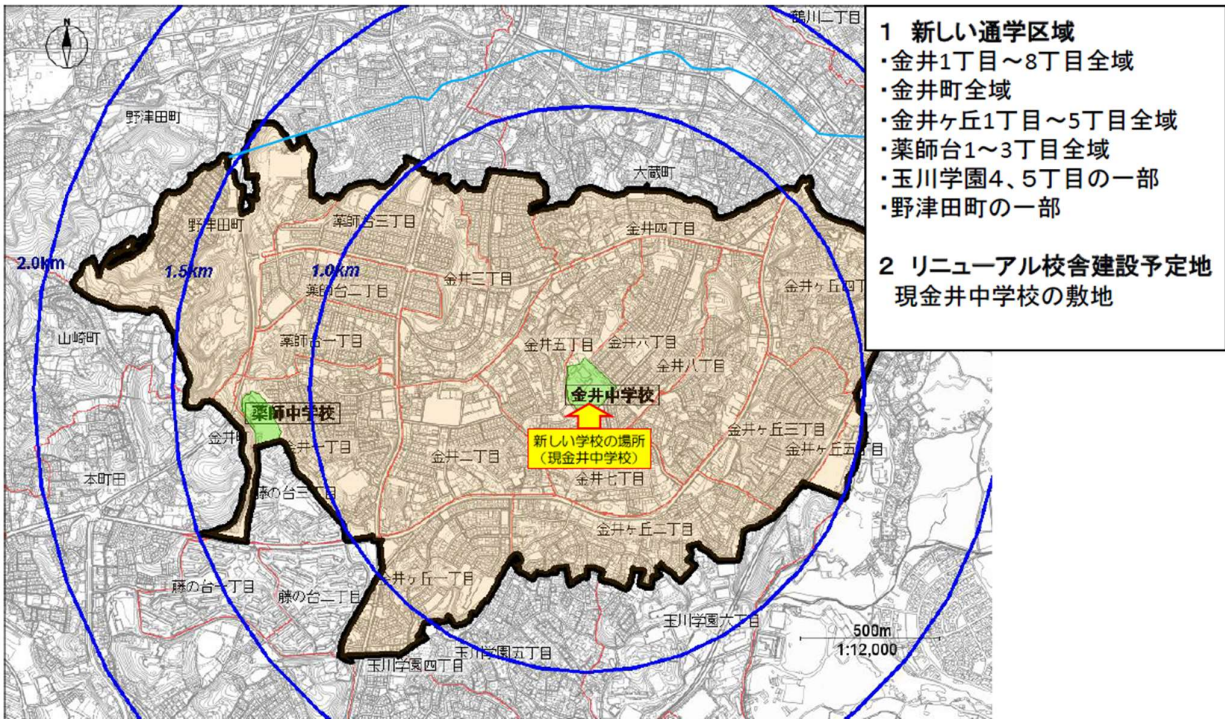
※リニューアル工事を行った学校で授業を開始する目標年度

### (4) 薬師・金井地区の新たな通学区域

新たな通学区域及び通学区域図を以下に示す。

学校名	新たな通学区域
・薬師中学校 ・金井中学校	薬師台一丁目～三丁目・金井一丁目～八丁目・金井ヶ丘一丁目～五丁目 ※現南大谷中学区の金井一丁目の一部は変更を行わない。

【新たな通学区域図】



### 1-3 上位計画

#### (1) 上位計画との関連

本計画は、町田市の施設整備に関連する計画等との整合をとることとし、特に以下の計画及び方針に示されている基本的な考え方などの内容を遵守することとする。

##### 1) 町田市新たな学校づくり推進計画（2025年4月改訂）

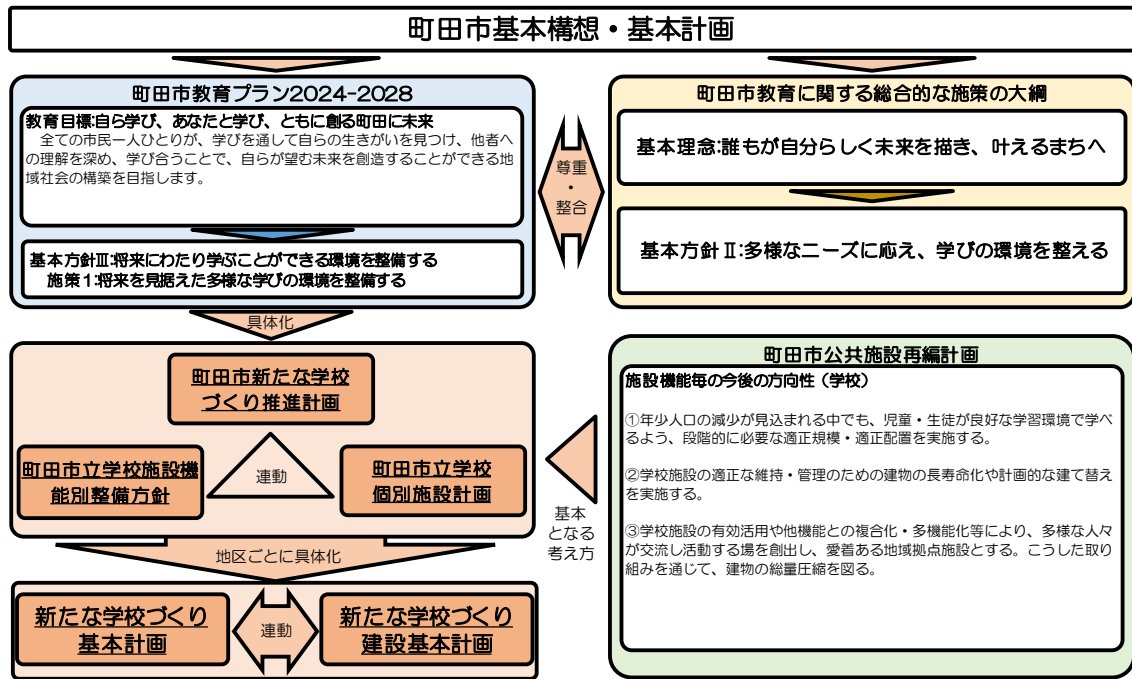
適正規模、適正配置の推進を契機として、将来の変化を予測することが困難な時代においても、その環境変化や学校教育にかかる諸制度の改正に対応しながら、町田に生まれ育つ未来の子どもたちが夢や志をもち、未来を切り拓くために必要な資質、能力を育むことができる環境づくりをソフト、ハードの両面から推進することを目的とし、ハード面について「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」を定めている。

##### 2) 町田市立学校施設整備機能別整備方針（2021年3月）

「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」である「学校施設整備の基本理念」及び「学校施設整備の基本方針」に表した内容について、学校施設の建て替え等を行う際に具体化するために、町田市立学校の施設機能別に室数、面積、配置等の学校施設整備を進めるうえでの標準を定めている。

##### 3) 町田市立学校個別施設計画（2025年4月改訂）

中長期的な学校施設のライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を図り、計画的に老朽化対策を進め、新たな学校づくりに求められる機能・性能を確保する計画を定めている。



【上位計画の位置付け】

## **第2章 学校建設地の現状**

## 第2章 学校建設地の現状

### 2-1 学校建設地の概要

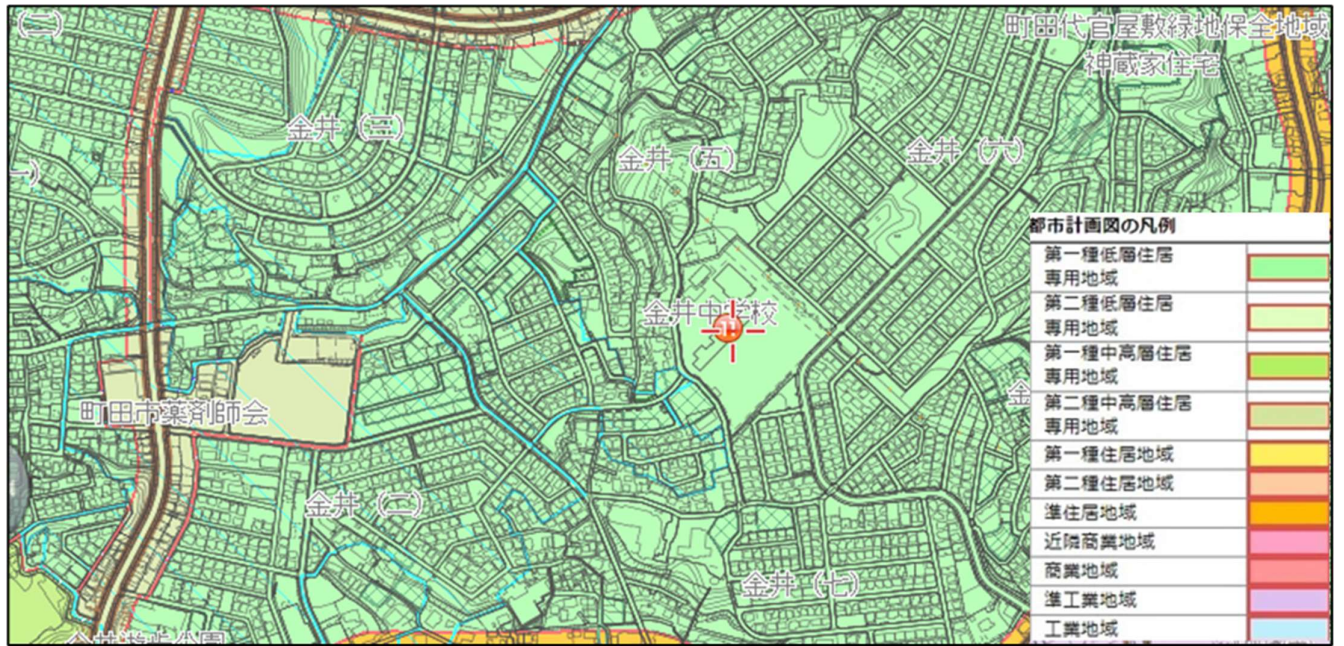
#### (1) 敷地概要

- ①建物名称 : (仮称) 薬師・金井地区統合中学校
- ②住所 : 東京都町田市金井六丁目15番1号
- ③地域地区 : 第一種低層住居専用地域  
: 防火・準防火地域指定なし(建築基準法22条による区域)  
: 第一種高度地区  
: 日影規制  
測定面-1.5m 5mライン-3時間 10mライン-2時間  
: 住まい共生ゾーン
- ④敷地面積 : 約 20,323.12 m<sup>2</sup>
- ⑤容積率 : 80%
- ⑥建蔽率 : 40%

#### (2) 敷地案内図



(3) 都市計画図

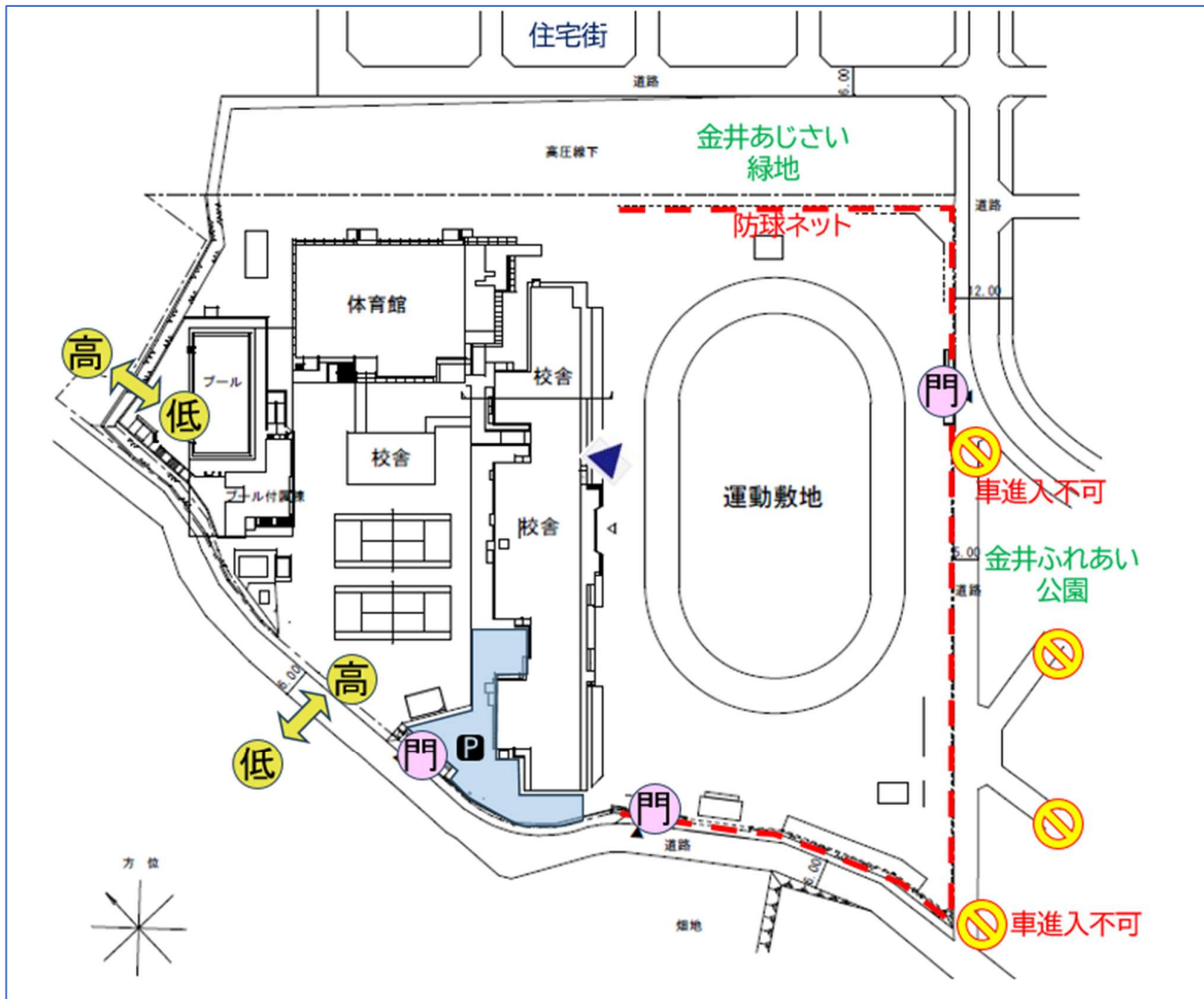


## 2-2 学校建設に関する近隣または周辺環境の状況

金井中学校は、高台に位置しているため、見晴らしの良い場所が多く、通学路には坂道が含まれている。高台に位置する特性から、周辺道路等の騒音影響を抑制でき、戸建て住宅が中心の閑静な住宅地の中に位置し、周辺には豊かな緑が広がっている。特に、「町田薬師池公園四季彩の社」といった大きな自然公園が近くにあるため、生徒たちは自然に触れる機会が豊富である。さらに、学校の比較的近くには都道・県道3号線（鎌倉街道）が通っているが、学校自体はこの幹線道路から少し奥に入った住宅地に位置しており、落ち着いた学習環境が確保されている。

## 2-3 敷地の現状

現況の校舎配置、門位置等を以下に示す。



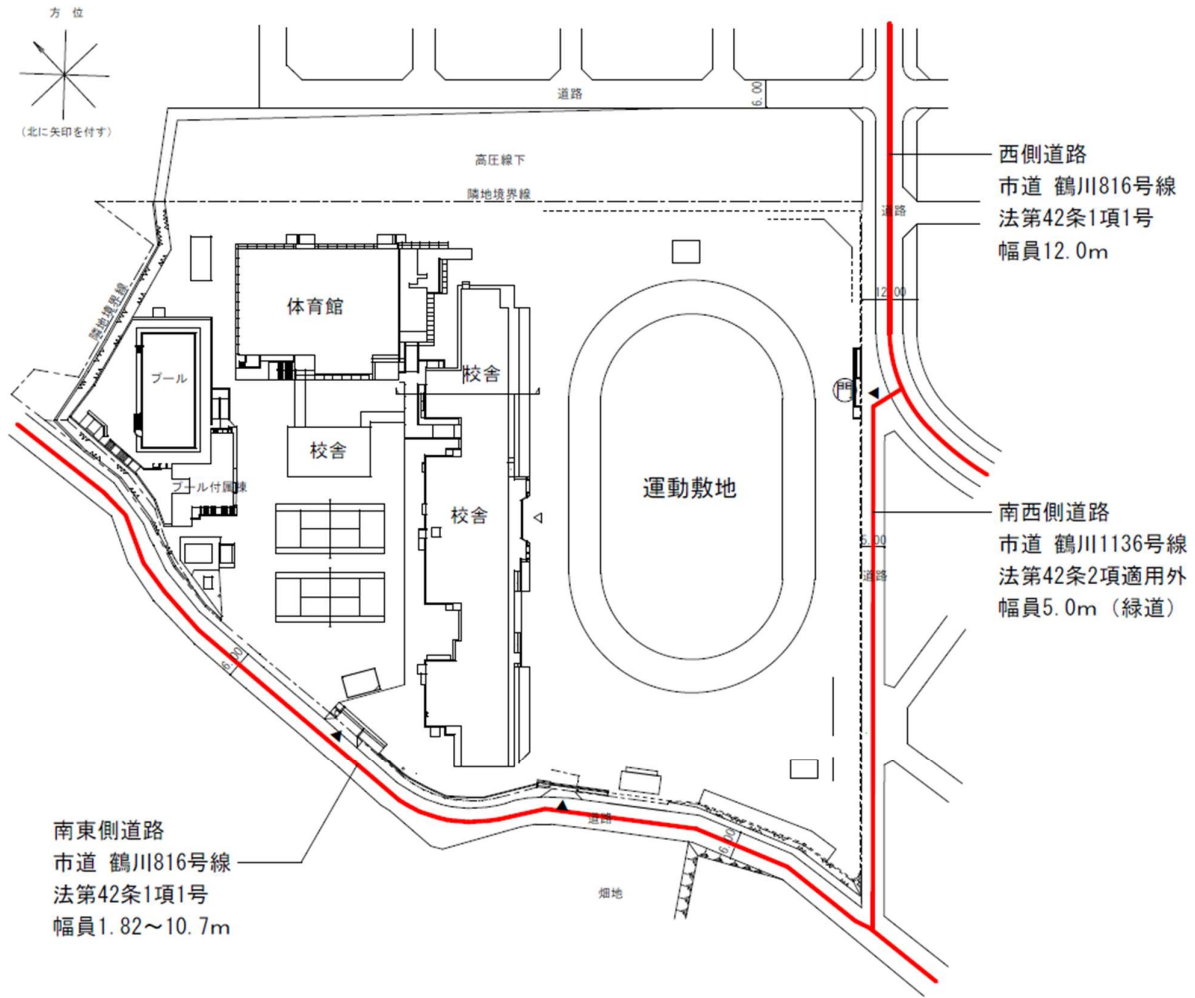
### 校地の特徴

- 北側に高低差あり。
- 門扉は3つあるが、南東側の門は通常時は封鎖されている。
- 西側は道路と宅地で高低差あり。
- 南東側の道路は車の侵入はできない。

【敷地周辺図】

### 2-4 学校建設地に接続する道路の条件

隣接する道路の状況を以下に示す。



【敷地周辺図】

## 2-5 電気、ガス、水道及び下水道等に関する条件

### (1) 電気設備

- ①周辺状況：高圧、低圧幹線共に敷地に張られている。（※詳細は基本設計・実施設計の段階で調査・決定する）
- ②電力引込（学校）：敷地内近接の東電柱より架空で敷地内引込柱へ高圧で引込み、地中埋設配管を經由してキュービクル式受変電設備に供給されている。
- ③電力引込：電力引込については東京電力パワーグリッド株式会社送配電事業者と事前協議を行い決定すること。再度調査が必要となる。
- ④受変電設備：本設計にて施設利用者の安全を配慮し、発注者及び消防署の承諾を受け決定すること。屋外キュービクル式地上設置※盤構成（3面）2020年に既存撤去し、新設済み。
  - ・高圧受電盤、高圧コンデンサ盤
  - ・低圧電灯盤 75kVA
  - ・低圧動力盤 150kVA（動力盤は一面のみ）
- ⑤自家発電設備：体育館棟側にプロパンガス仕様の非常用発電機（三相、45kVA）と非常用発電機用及び災害時のガス利用として、72時間（3日間）運転するときに必要なガス量を確保しているプロパンガスバルクタンクを設置している。

### (2) 機械設備

- ①給水設備：敷地南西側敷設水道本管 75Aより、75Aを1カ所引込み供給している。敷地南西側のテニスコートの脇に受水槽を設置（2017年度）している。
- ②排水設備：本敷地は、汚水及び雨水の分流方式である。
  - ・汚水排水：敷地南西の公設樹より取付管φ200にて下水本管φ200に接続している。
  - ・雨水排水：南東側1カ所排水をしている。その他は再度調査が必要となる。
- ③ガス設備：敷地南西側ガス本管 100A(低圧)より屋内運動場空調系統用に 75A,50A を引込供給している。
- ④マンホールトイレ：プール南側に設置されており、南西の下水道本管φ200に単独で接続している。
- ⑤高置水槽：高置水槽が塔屋屋上に設置されている。
- ⑥応急給水栓：応急給水栓については再度調査が必要となる。
- ⑦消火水槽：校舎屋上に消火水槽あり、防火水槽に関しては再度調査が必要となる。



## 2-6 その他の関係法令等

### ①関係法令

- ・建築基準法・同施行令・同規則
- ・都市計画法
- ・消防法・同施行令・同規則
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ・学校教育法（同施行規則の中学校設置基準）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律

### ②東京都条例

- ・東京都建築安全条例
- ・東京都火災予防条例
- ・東京都福祉のまちづくり条例
- ・東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）
- ・東京都駐車場条例
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）（土壌・地下水汚染対策関連）

### ③町田市条例

- ・町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例
- ・町田市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ・町田市景観条例・同施行規則
- ・町田市福祉のまちづくり総合推進条例
- ・町田市住みよい街づくり条例

### [町田市要綱]

- ・町田市中高層建築物等に関する指導要綱
- ・町田市建築指導要綱

その他、建築基準法関連法令、東京都・町田市の条例等

## **第3章 施設計画の基本的な考え方**

## 第3章 施設計画の基本的な考え方

### 3-1 施設整備コンセプト

#### (1) 施設整備コンセプト策定にあたり

「町田市立学校施設機能別整備方針(2021年5月)」及び「町田市新たな学校づくり推進計画(2025年4月)」に掲げる学校施設整備の基本的な考え方、リニューアル工事の内容、「(仮称)薬師・金井地区統合中学校地区新たな学校づくり基本計画検討会」で募集した学校づくりの意見等を基に、新しい時代の学びを実現する学習・生活空間と地域活用型学校としての機能を持つ校舎を整備すると共に既存校舎の長寿命化(又は機能回復)及び省エネルギーに配慮した施設整備を行う。

#### (2) 施設整備コンセプト

##### 1) 教育環境・生活環境づくり

- ・多様な学習形態に対応し、主体的、協働的な学びを支える学習空間の形成
- ・健やかな生活、交流を支え、一人ひとりが安心して過ごせる施設

##### 2) 放課後活動の拠点づくり

- ・様々な活動に対応するとともに、適切な管理区画による安心して活動できる施設
- ・放課後活動の利用者が移動しやすい動線と安全で利用しやすい施設

##### 3) 市民生活の拠点づくり

- ・地域と学校の連携、協働を支え、新たな地域拠点となる施設
- ・適切な開放区画や開放諸室の集約による地域利用を活性化する施設

##### 4) 安全安心な施設づくり

- ・日常の安全、防犯対策を行うとともに、誰にでも優しく使いやすい施設
- ・災害に強く、避難施設機能が充実した施設

##### 5) 環境負荷低減に寄与する施設づくり

- ・「ゼロカーボンシティまちだ」の実現に向けた省エネ化と再生可能エネルギーの活用により、環境負荷を低減する施設
- ・日常生活を通して環境について考えるきっかけとなる施設

##### 6) 地域性を活かした学校づくり

- ・緑豊かな自然を活かした学校
- ・地域とともに歩み、愛着を育み、地域のふるさととなる学校

### 3-2 リニューアル工事

#### (1) リニューアル工事の概要

新しい時代の学びを実現する学習・生活空間と地域活用型学校としての機能を持つ校舎を整備すると共に、既存校舎の長寿命化（又は機能回復）及び省エネルギーに配慮した施設整備を行う。



図 リニューアル工事のイメージ図

(※配置計画は、基本設計にて決定するので上記は参考とする)

## (2) リニューアル工事の整備内容

### 1) 既存校舎

- ・ 外壁・屋上防水・サッシの改修
  - ・ 普通教室、特別教室、管理諸室、トイレなどの内装の改修
  - ・ 電気、上下水道などのライフラインの更新。電気設備においては弱電・強電共二次側含め全ての配線を更新する。また既存設備の更新、部屋の用途に応じて、電気設備の新設を行う。
  - ・ 老朽化した既存校舎の機能回復を目的とした外装および設備機器の改修
  - ・ 敷地内における建築基準法および関連法令に基づく既存不適格部分の適合化改修
  - ・ 普通教室などに ICT の活用など新しい時代の学びが実現できる学習環境を整備する。
  - ・ 内装の木質化を検討する。
  - ・ 広い収納スペースを確保したロッカーを整備する。
- ※既存校舎棟については学校管理上の観点から地域開放の対象外とする。

### 2) 校舎開放棟の増築

- ・ 地域活用が可能となる校舎開放棟の建設を計画（2階建て、約1,200㎡、構造は軽量鉄骨等）
- ・ 生徒の協働的な学習や学年を超えた交流を創出するために、図書や多様なメディアを活用できるラーニングセンターや武道場兼多目的ホール等を整備する。（諸室については表参照）

### 3) 既存体育館の建替えまたは改修

- ・ 体育館を改修または建替えを行い、地域活用の機能を十分満たせるようにする。
- ・ 車いすで体育館のステージへ円滑に移動できるようにする。
- ・ 電気、上下水道などのライフラインの更新。電気設備においては弱電・強電共二次側含め全ての配線を更新する。また既存設備の更新、部屋の用途に応じて、電気設備の新設を行う。

### 4) 配膳室及びエレベーター棟の増築

- ・ 体育館、校舎開放棟を含めたバリアフリー化を目的としたエレベーターの増設
- ・ 既存校舎への給食の配送受け入れを配慮して計画する。

### 5) 既存施設の解体

- ・ 既存プールおよびその他付帯施設の解体

### 6) 外構整備

- ・ 外構における不審者対応および安全区画の構築と開放
- ・ 中型バスまたはマイクロバスが旋回できるロータリを整備する。
- ・ 駐車場は、敷地条件に合わせて可能な限り確保する。
- ・ 職員用・生徒用の駐輪スペースを確保する。また、来校者の駐輪スペースを検討する。
- ・ テニスコートを整備する。

(3) 諸室の構成・規模(目安)

表 諸室の構成・規模 (1コマ：1教室分)

	区分	教室・スペース	室数	規模(目安) (コマ)	備考
既存校舎 (改修)	① 普通教室	普通教室	※14	1	
		少人数教室	2	1	
		多目的室	1	2	
	② 特別教室※	理科室	2	1.5	準備室含む
		音楽室	1	2.5	準備室含む
		美術室	1	2	準備室含む
		技術室	1	2	準備室含む 木工・金工兼用
		家庭科室	1	2.5	準備室含む ※被服・調理兼用
	③ 特別支援	小教室	3	0.5	
		サポートルーム (全体、個別指導室含む)	1	1.5	
		特支職員室	1	0.5	
		更衣室	2	※	
		トイレ、倉庫等		適宜	共用部分に含む
	④ 管理諸室	職員室(印刷室等含む)	1	3	印刷室含む
		校長室	1	0.5	
		事務室	1	0.5	
		保健室	1	1.5	
		用務員室	1	0.5	
		倉庫、教材室	※	※	
		進路相談室	1	0.5	
		スクールカウンセラー	1	0.5	
		会議室	1	0.5	
		教職員用更衣室	2	※	
⑤ その他諸室	放送室	1	0.5		
	生徒用更衣室	4	※		
	生徒会室	1	0.5		
	生徒会室	1	0.5		
	保護者活動室	1	0.5		
既存棟面積 合計					約5500m <sup>2</sup>
開放棟校舎 (増築)	⑥ 開放棟 (開放エリア)	ラーニングセンター	1	3.5	
		武道場兼多目的ホール	1	※	
		コミュニティルーム	1	1	
		開放管理人室	1	0.5	
体育館 (改修 or 建替え)	⑦ 屋内体育施設 (開放エリア)	体育館	1		
		体育館関係諸室	1		
	⑧ 屋外体育施設	屋外体育倉庫	1		
		用具倉庫	1		
その他	⑨ 共用部分	昇降口、廊下、階段、トイレ、手洗い場、倉庫、教材室等	※	※	
		学校ギャラリー			
		配膳室	※	※	各階

※諸室の構成・規模の詳細については、基本・実施設計の中で決定します。

### 3-3 施設の諸計画

#### (1) 配置計画

##### 1) 門・アプローチ等の計画

###### ① 正門・アプローチ

・正門、登校門の位置は、基本的に位置の変更はせず、生徒の通学の安全性と新たな通学区域を考慮した配置とする。

###### ② 車両門

・車両門は、基本的に位置の変更はせず、生徒の正門、登校門とは別に設ける。

・周辺の道路の交通量や近隣への影響、生徒の登下校時の安全性に十分配慮する。

###### ③ 昇降口

・正門から昇降口まで安全で十分な幅のアプローチを整備する。

##### 2) 校舎配置

・校舎開放棟は、各種高さ制限や周辺への影響、部屋の通風、採光に配慮した配置及び高さとする。

・建替え後の近隣への環境の変化を考慮し、日影、圧迫感、騒音等の影響をできるだけ抑えられる配置が望ましい。

・既存校舎及び開放区画内で使用できるエレベーターを設置し、バリアフリー化とする。

##### 3) 地域開放

・校舎開放棟と体育館については、地域開放できるように整備する。(既存校舎は地域開放しない)

・セキュリティに配慮し、区画はシャッターや扉等で可変可能とする。

・地域開放用の玄関は、校舎開放棟または開放区画(地域開放を行う校舎開放棟及び体育館棟を言う)内に配置し、駐車場から直接出入りできる位置に設ける。

・学校管理員室を地域開放用の玄関と隣接した位置に配置する。

・全ての室は施錠管理できるようにし、開放区画とそれ以外の区画も施錠管理できるようにする。

#### (2) 動線計画

##### ① 学校運営時

・校内移動の動線がコンパクトになるような施設とする。

・登下校や教室移動の際に、階段の位置や幅、見通しの良い廊下など動線に考慮する。

##### ② 地域開放時

・生徒の安全を確保するために、校舎と開放区画について、地域開放利用者と学校関係者(生徒、教職員等)の動線が交錯しないようにする。

##### ③ 災害時

・災害発生時に建物内からグラウンドへのスムーズな動線を確保できるように階段、出入口の位置、通路幅などに配慮した施設とする。

・避難場所の拠点となる体育館、校舎開放棟の配置は、地域開放用の玄関から利用しやすい動線とする。

・避難者受け入れ継続中も教育活動を継続、または速やかに再開できるよう、避難者と生徒、教職員の動線が交錯しないようにする。

### (3) 立面計画

#### 1) 立面計画の基本方針

##### ① 景観・周辺配慮

- ・建物デザインや仕上げは周辺の景観に配慮する。
- ・開口部は近隣との視線を考慮し、設置位置や高さ、ガラスの仕様等に配慮する。

##### ② 維持管理

- ・仕上材はメンテナンスや維持管理が容易な材料を選定する。
- ・日常的なメンテナンスや避難時の安全性に配慮し、必要に応じて適切な範囲にバルコニーを設置する。
- ・昇降口や給食搬入口など建物出入口には、出入りの際の雨除け及び建物への雨水侵入を防ぐ庇等を設置する。

##### ③ 安全性

- ・バルコニーや屋上の手摺は、使用想定に応じ安全性に配慮した高さとする。

### (4) 断面計画

#### 1) 断面計画の基本方針

##### ① 階高の設定

- ・構造体とダクトや配管等のルートを考慮し、各室に必要な天井高さを確保できる階高とする。

##### ② 生活環境への配慮

- ・用途地域や日影規制による高さ制限に加え、特に住宅地側は、壁面の後退や建物高さを抑えるなど近隣の良い環境に配慮する。
- ・快適な生活環境確保のため、必要に応じて中庭を設けるなど、校舎内部の採光、通風に配慮する。

## (5) 構造計画

### 1) 構造計画における基本的事項

#### ① 既存校舎

・既存躯体の劣化調査結果に基づき、リニューアル後 20 年以上は使用可能である。今後も定期的に劣化調査を行い、必要な躯体寿命の延命措置を行う。

#### ② 体育館棟

・既存体育館棟は、学校から開放施設に用途を変更するため、用途変更及びリニューアル整備に伴う建築基準法他関係法令の適合調査を行い、調査結果により建替え又は改修の判断を行う。

・改修となる場合は、既存躯体の劣化調査結果から、校舎と同様にリニューアル後 20 年以上は使用可能なため、今後も定期的に劣化調査を行い、必要な躯体寿命の延命措置を行う。

・建替えとなる場合は、以下の構造計画に基づいて設計を行なう。

#### ③ 校舎開放棟

・構造について、鉄骨造又は木造の検討を行い、以下の構造計画に基づいて設計を行なう。

### (1) 構造計画の性能目標

#### 【安全性能】災害からの安全性の向上

・生徒が学習、生活等の場として 1 日の大半を過ごすだけでなく、学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し、十分な安全性を確保する。

・大地震動（極めて稀に発生する地震動）後、構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、構造上十分な安全性を確保する。

#### 【耐久性能】地球環境の変化や学習環境にも対応できる建築

・経年劣化や環境条件による影響に対して十分な耐久性を確保する。

・将来的な施設機能の変化にフレキシブルに対応できるよう、適切なスパン割、耐震要素を持つ配置とする。

### (2) 構造体の設計方針

#### 【上部構造の設計方針】

建物形状は、変形、ねじれ及び力の集中等が生じることのないよう構造的に均衡のとれた形状を目指す。

#### 【基礎構造の設計方針】

基礎は、敷地の地盤構造を十分に理解し上部構造を支持する計画とする。なお、杭や地盤改良を計画する際は、周辺敷地への影響に十分留意し、低騒音かつ低振動の施工が行える工法を選定する。

(3)耐震安全性の確保

【構造体の耐震安全性の目標】

分類	目標水準	対象とする施設	用途例	用途係数
I	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	(1)災害応急対策活動に必要な施設のうち特に重要な施設。 (2)多量の危険物を貯蔵又は使用する施設、その他これに類する施設。	・本庁舎、地域防災センター、防災通信施設 ・消防署、警察署 ・上記の附属施設（職務住宅・宿舎は分類Ⅱ）	1.5
Ⅱ	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	(1)災害応急対策活動に必要な施設。 (2)地域防災計画において避難所等として位置付けられた施設。 (3)危険物を貯蔵又は使用する施設。 (4)多数の者が利用する施設。ただし、分類Ⅰに該当する施設は除く。	・一般庁舎 ・病院、保健所、福祉施設 ・集会所、会館等 ・学校、図書館、社会文化教育施設等 ・大規模体育館、ホール施設等 ・市場施設 ・備蓄倉庫、防災用品庫、防災用設備施設等 ・上記の附属施設	1.25
Ⅲ	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	分類Ⅰ及びⅡ以外の施設。	・寄宿舍、共同住宅、宿舎、工場、車庫、渡り廊下等 ※都市施設（都市計画法第11条参照）については、別に考慮する。	1.0

※出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

【非構造部材の耐震安全性の目標】

分類	目標水準	対象とする施設
A	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる非構造部材の損傷、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	(1)災害応急対策活動に必要な施設 (2)危険物を貯蔵又は使用する施設 (3)地域防災計画において避難所等として位置付けられた施設
B	大地震動により非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	(1)多数の者が利用する施設 (2)その他、分類A以外の施設

※屋内運動場等の大規模な空間の天井については、法令上の特定天井に加え、①高さが6mを超える天井、②水平投影面積が200㎡を超える天井のいずれかに該当する天井についても、特定天井に準じた対策を講じる（文部科学省方針）。

※出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

(4)耐風安全性の確保

構造体	耐風性能Ⅲ類（稀に発生する暴風に対して、人命の安全に加えて性能の確保が図られている）の水準を確保するため、風圧力に対する安全性の確保は建築基準法施行令第 87 条に規定されている風圧力（ $V_0=34\text{m/s}$ ：町田市）に対して、構造耐力上安全であることとする。
非構造部材	耐風性能Ⅲ類（稀に発生する暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている）の水準を確保するため、風圧力に対する安全性の確保は建築基準法施行令第 82 条の 4 に規定される風圧力（ $V_0=34\text{m/s}$ ：町田市）に対して、構造耐力上安全であることとする。

※出典：官庁施設の基本的性能基準

(5)耐雪性の確保

構造体	建築基準法施行令第 86 条に規定される積雪荷重（垂直積雪量 33cm：町田市）に対して、構造耐力上安全であることとする。
-----	---

※出典：官庁施設の基本的性能基準

2) 構造種別及び構造形式

①構造種別

- ・既存校舎は、既存躯体を活用することを基本とし、リニューアル工事による大規模改修工事を行う。
- ・体育館棟を建替える場合については、建築における主な構造種別である鉄筋コンクリート造（RC造）と鉄骨造（S造）の比較を行い、諸室の必要面積、空間寸法などから適切な柱スパンを計画し、コストや教育環境などの観点から構造種別を決定する。
- ・校舎開放棟については、軽量鉄骨造（S造）と木造（W造）の比較を行い、諸室の必要面積、空間寸法などから適切な柱スパンを計画し、コストや教育環境などの観点から構造種別を決定する。

②構造形式

- ・耐震構造の場合、高層の建物であれば変形量が大きくなるが、学校建物は比較的低層であるため、地震力による変形量が小さい。制振、免震構造の場合は、地震時の揺れを抑え、建物の損傷を減少させることができるが、工事費は耐震構造よりも高くなる。さらに各々の装置を取り付けるスペースが必要であり、免震構造では免震ピットや建物外周部に巾 1.0m 程度のピットの余幅が必要になる。又、両工法共装置の定期的な点検、メンテナンスが必要になる。
- よって建物規模及びコスト面等、総合的に判断すると耐震構造が最適である。

## (6) 設備計画

### 1) 電気設備の基本的な考え方

#### ① 電気設備の基本方針

「町田市新たな学校づくり推進計画」に基づき先行して整備をしている学校の仕様を参考に生徒、教職員及び来校者に対して、快適で使いやすい電気設備とする。また、教育、生活等において要求される各室の機能及び環境を確保し、維持管理しやすいように考慮する。

設置する強電、弱電設備に関しては設計にて検討する。改修する範囲においては配線、配管含め全ての電気設備を更新し、部屋用途が変更する場合は必要に応じて電気設備の新設を行う。

#### ② 安全性・信頼性の確保

- ・受変電設備は、キュービクル型として設置する。
- ・共用分電盤は、各階の専用シャフト（E P S）内に設置し安全性とメンテナンス性を確保する。
- ・動力盤、専用電源盤は、機械室や準備室に設置し、安全性とメンテナンス性を確保する。
- ・セキュリティを考慮し、適切な位置に防犯カメラを設置する。
- ・学校全体及び各教室の情報通信設備を計画する。
- ・職員室に中央監視盤を設置する。

#### ③ 省エネルギー・省資源化

- ・イニシャルコストとランニングコストを比較検討し、経済性のあるシステムを導入する。
- ・受変電設備は、高効率機器を導入し、省エネを図る。
- ・照明器具については、すべてLED器具を採用する。
- ・照明の点滅は、一般スイッチ、リモコンスイッチ、センサー、タイマー等の場所に適した制御方法を選択し、省エネと機能性を兼ね備える。

#### ④ 環境負荷に配慮した計画

- ・電線、ケーブルは、環境に配慮した低負荷材料（エコ電線、エコケーブル）を採用する。
- ・太陽光発電設備や小型風力発電設備等を設置し、環境負荷を低減するとともに、環境教育への取り組みや地域へのPR効果を図る。
- ・敷地内に保安灯として、外灯器具を設置する。外灯器具は、光害対策を考慮した器具を採用する。

#### ⑤ 既存設備の活用

- ・非常用発電機等の既存設備機器の移設、再使用を想定した施設整備の検討を行う。

## 2) 機械設備の基本的な考え方

### ①機械設備の基本方針

中学校としての運営管理、教育内容、日常生活の機能を十分理解し、教育学習活動を支援し、日常生活の快適性、安全性、利便性が確保できる設備計画とする。また、環境に配慮したエコスクールを目指し、積極的な省エネ対策を図り、身近な環境教材として活用できる施設とし、以下の点について配慮する。

### ②快適性と必要機能の確保、安心安全な学校施設

- ・快適性の確保 : 居住域空調
- ・必要機能の確保 : 室機能に整合した個別空調システム、換気扇・水・ガスの配置
- ・感染防止対策 : 個別第3種換気システム、自動水栓
- ・水の安全性やおいしさを確保 : 校舎開放棟は直結給水方式とする。

### ③地球温暖化対策への取組

- ・エネルギーの節約 : 個別空調、節水型器具の採用、換気風量 CO2 制御
- ・各設備システム効率向上 : 高効率型機器の採用、ポンプ類のインバータ制御

### ④災害時の避難施設としての機能の確保など地域社会への配慮

- ・地域住民の避難生活の支援機能 : 受水槽、マンホールトイレ
- ・二次部材の耐震性確保

### ⑤維持管理に対する配慮（コスト縮減、運転監視、機能変更対応等）

- ・メンテナンス : メンテナンス性の確保、更新・将来スペースの確保
- ・集中運転管理 : 機器発停、機器運転状況、機器故障警報、水・ガス量データ管理

## (7) 外構計画

### 1) 外構、植栽、フェンス等

- ・学校周辺の状況や施設配置に応じた外構、植栽、フェンス等を整備する。
- ・緑化面積については、「東京における自然の保護と回復に関する条例」の基準に基づき計画する。
- ・砂や土を校舎内に持ち込みにくくするために、昇降口の周囲を舗装する。
- ・近隣への砂塵、視線に配慮する。

### 2) グラウンド等

- ・グラウンド散水機器を更新する。

### 3) 駐輪・駐車・交通計画

- ・駐車場及び駐輪場は、校舎や体育館、グラウンド面積の確保を優先しつつ、様々な用務で来校する者の駐車場及び駐輪場を可能な限り確保する。
- ・駐車場及び駐輪場の整備にあたっては、自動車及び自転車等と生徒の動線が可能な限り交錯することのないように配置する。また、地域開放時に利用がしやすいように地域開放区画に隣接することが望ましい。

#### ① 駐輪場

- ・職員用・生徒用の駐輪スペースを確保する。また、来校者の駐輪スペースを検討する。

#### ② 駐車場

- ・駐車場は、敷地条件に合わせて可能な限り確保する。
- ・駐車場は、十分な転回スペースを確保し、円滑な車両動線が確保できることが望ましい。
- ・電気自動車用充電設備及びスペースを検討する。

## (8) 仕上計画

### 1) 仕上計画の基本的な考え方

#### ① 外部仕上

- ・外装材は、耐久性、耐候性に優れた材とし、仕上材は防汚性に優れ長期保全可能な仕様とする。
- ・屋上防水は、屋根形状に適した工法とし、高耐久かつ長期保全可能な防水材とする。
- ・手摺等の外部スチール材は、溶融亜鉛メッキ処理等、耐候性を高める処理を行う。

#### ② 内部仕上げ

- ・生徒が利用する教室は、耐久性を考慮した仕上材を採用とする。
- ・教室内や廊下共用部等には、掲示面を多く確保する。
- ・職員室、事務室等は、将来の什器レイアウトの変更に対応できる床材とする。
- ・メンテナンス、修繕が容易な機能を重視した仕上材とする。

#### ③ 木材の積極的な活用

- ・校舎の内装や家具等に多摩産材や町田市提携都市が産出する木材などの国産材を中心として、維持管理との両立を図りながら木質化の導入を検討する。

## 2) 基本的な仕様と参考仕上材

### ① 外部仕上

床	外壁	屋上	外部金属	その他
防滑性・容易な清掃 ・タイル ・ブロック等	耐候性・防汚性 ・吹付塗装 ・タイル ・打放仕上等	耐久性・信頼性 ・アスファルト防水 ・シート防水 等	耐候性 ・溶融亜鉛メッキ処理 ・リン酸処理 等	軒天 ・ケイ酸カルシウム板 ・ホルバー 等

### ② 内部仕上

室用途	床	壁	天井	対象室
教室	暖かさ・清掃・傷に強い ・フローリング ・ビニル床シート 等	暖かさ・掲示可能な仕上 ・木質系仕上 ・塗装仕上 ・掲示クロス 等	吸音 ・化粧吸音石膏ボード 等	・普通教室 ・特別教室 ・特別支援 等
ラーニングセンター ・静音を必要とする室	暖かさ・清掃・傷に強い ・フローリング ・ビニル床シート 等	暖かさ・掲示可能な仕上 ・木質系仕上 ・掲示クロス 等	吸音 ・岩綿吸音板 ・ホルバー 等	・ラーニングセンター 等
音を発生する室	暖かさ・清掃・傷に強い ・フローリング ・ビニル床シート 等	防音仕様 ・グラスウール +有孔ボード 等	吸音 ・岩綿吸音板 ・ホルバー 等	・音楽室 ・多目的ホール 等
体育館	暖かさ・清掃・安全性 ・フローリング ・ビニル床シート 等	防音仕様、耐衝撃 ・グラスウール +有孔ボード ・木質系仕上 等	吸音 ・化粧グラスウール ボード等	・体育館等
共用部	暖かさ・耐久性・清掃 ・フローリング ・ビニル床シート 等	暖かさ・汚れにくさ ・塗装仕上 ・木質系仕上 等	吸音 ・化粧吸音石膏ボード 等	・昇降口 ・廊下 等
水まわり諸室	防滑・耐水性・衛生 ・ビニル床シート (ノンスリップ) 等	耐湿・汚れにくさ ・塗装仕上 ・化粧ケイ酸カルシウム板 等	耐湿・汚れにくさ ・塗装仕上 等	・WC ・更衣室 等
OA 機器等、将来レイアウトの変更を要する室	配線の自由度 ・OA フロア+ビニル床タイル 等	帯電防止・汚れにくさ ・塗装仕上 等	吸音 ・岩綿吸音板 等	・職員室 ・事務室 ・印刷室 等
管理諸室	容易な清掃 ・ビニル床シート 等	汚れにくさ ・塗装仕上 等	吸音・化粧 ・化粧吸音石膏ボード ・化粧石膏ボード等	・主事室 ・倉庫 等

## (9) 昇降機設備計画

### 1) エレベーターの基本的な考え方

#### ①エレベーター基本方針

- ・エレベーターは、分かりやすい位置に設けるとともに、町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく。
- ・エレベーターは、各階に停止するとともに、運用に合わせ出入口は1方向または2方向とする。
- ・エレベーターは、車椅子に対応するとともに、ストレッチャーに対応したかごサイズとする。
- ・給食配膳のため、学級用給食運搬車が乗り入れ可能とする。

#### ②ストレッチャー対応

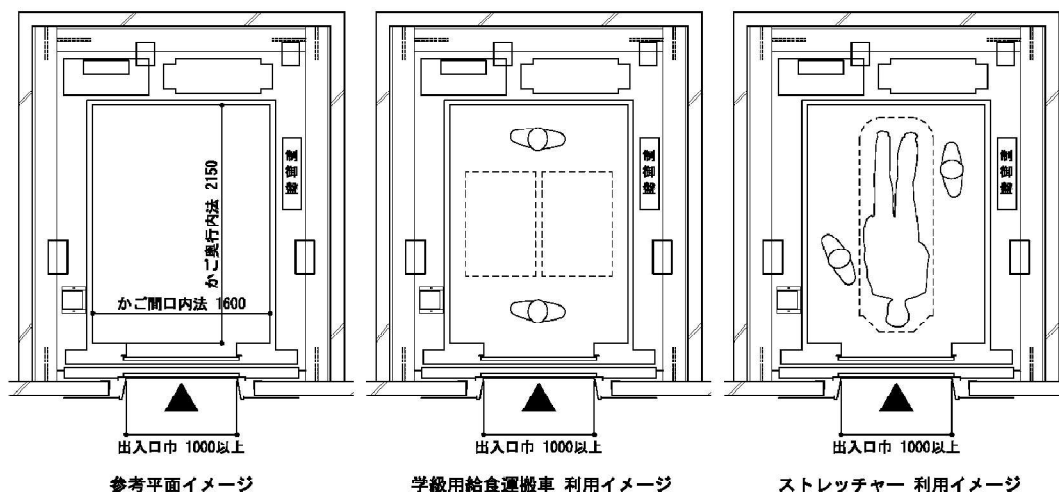
- ・ストレッチャーサイズは、W660mm×D1930mm程度とし、介添人も同乗可能とする。
- ・かご出入口幅は、W1000mm程度とする。
- ・エレベーターホールは、ストレッチャーの移動を考慮し、ゆとりあるスペースとする。

#### ③学級用給食運搬車対応

- ・学級用給食運搬車サイズは W630mm×D950mmとする。
- ・職員数名が搭乗できるサイズとする。

#### 【ストレッチャー対応エレベーター参考仕様】

- ・定員は24人程度
- ・出入口は1方向
- ・かご内寸法 1600mm×2150mm程度
- ・火災時管制運転装置（避難階着床）
- ・地震時管制運転装置（P・S波）
- ・地震時リスタート運転付
- ・停電時管制運転装置（バッテリー付）
- ・車椅子、視覚障害者対応付
- ・遮煙性能付乗場戸 ※防犯窓設置の場合は、別途遮煙性能のある区画を設置
- ・音声合成放送装置付



## (10) 環境配慮計画

### 1) 環境配慮の基本的な考え方

文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して定めている「エコスクール・プラス」をもとに学校施設を整備し、環境教育を推進するとともに ZEB Ready 相当の改修の可能性についても検討を行う。

#### ○エコスクール・プラスの概要

エコスクールとは、環境を考慮した学校施設のこと。エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、それを教材として活用し児童生徒の環境教育に資するものであり、地域の環境教育の発信拠点としても先導的な役割を果たしている。

エコスクールの整備に際しては、次の3つの点に留意することが必要である。

- 施設面…やさしく造る、●運営面…賢く・長く使う、●教育面…学習に資する

文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定している。

※出典：文部科学省「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備について」（平成8年3月）

### 2) 主な環境配慮項目について

省エネルギー化を図る中で、開口部には、Low-e 複層ガラスや庇やルーバーを組み合わせるなど、断熱性能を向上させる計画とする。

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●太陽光発電<br/>屋上・屋根等に太陽電池を設置して、発電した電力を活用する。</li> <li>●太陽熱利用<br/>屋上等に太陽集熱器を設置して、(暖房、給湯、)プールの加熱等に利用する。</li> <li>●省エネルギー・省資             <ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱化<br/>複層ガラスや二重サッシ、断熱材等を使用する。</li> <li>・日除け<br/>庇、ルーバー、バルコニー等を設ける。</li> <li>・省エネルギー型設備<br/>省エネルギー型の照明器具や空調設備を導入する。</li> <li>・エネルギー・CO<sub>2</sub>管理システム<br/>エネルギー消費等について、無駄の有無を点検し、効率的に管理するため、エネルギー消費量やCO<sub>2</sub>排出量の実態を把握する。</li> <li>・雨水利用<br/>建物の屋根から集めた雨水を貯水槽に貯め、ろ過処理をしてトイレの洗浄水や校庭の散水に利用する。</li> <li>・排水再利用<br/>(施設内で発生した排水をろ過処理して、トイレの洗浄水等に利用する。)</li> </ul> </li> <li>●その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然採光<br/>トップライト、ハイサイドライトやライトシェルフを利用し、自然光を採り入れる。</li> <li>・自然換気<br/>吹き抜け等を利用し自然換気を行う。</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自然共生             <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物緑化・屋外緑化<br/>建物の壁面や屋上の緑化を行う。<br/>(校庭を芝生化したり、ビオトープを設ける。)</li> <li>・自然素材<br/>しっくいやけい藻土等の活用。</li> </ul> </li> <li>●木材利用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域材等の利用<br/>内装等を木質化する。</li> </ul> </li> <li>●資源リサイクル             <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル建材の利用<br/>廃棄材を再利用して作られた建材を使用する。</li> <li>・生ゴミ処理設備<br/>給食の残飯の生ゴミを堆肥化したり、水にして排水し、ゴミを減らす。</li> </ul> </li> <li>●その他新エネルギー活用型             <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電<br/>屋上等に風車を設置して、発電した電力を活用する。</li> <li>・地中熱利用<br/>地中に埋設した換気用チューブ等に空気などを循環させて熱交換する。</li> <li>・バイオマス熱地用<br/>(間伐材などの生物資源(バイオマス)を加工し、暖房や温水プールのボイラー、ストーブ等の燃料として活用する。)</li> <li>・燃料電池<br/>(LPガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させ、水ができる過程で発生する電気を利用する。)</li> <li>・小水力発電<br/>(小水力発電<br/>小さな河川等のわずかな落差を利用して発電する。)</li> <li>・雪氷熱利用<br/>(冬季に降り積もった雪や、冷たい外気によって凍結した氷などを、冷熱源として夏季まで保存しておき、冷房などに利用する。)</li> </ul> </li> </ul> |
|--|---|

※文部科学省 エコスクール環境を考慮した学校施設の整備推進(パンフレット) 令和4年6月参照

## (11) 防犯・安全計画と防災計画

### 1) 防犯・安全計画

#### ①基本方針

日常的な学校運営における防犯、事故防止対策を図るとともに、地域開放時におけるセキュリティ等にも配慮する。

#### ②防犯・安全計画の概要

町田市立学校施設機能別整備方針に基づき、以下の点に配慮する。

##### [施設配置]

・学校敷地の条件に応じて死角となる場所が可能な限り少なくなるよう、建物、屋外施設、門を配置する。

##### [外構、植栽、フェンス等]

・学校周辺の状況や施設配置に応じた外構、植栽、フェンス等を整備する。

##### [出入管理、侵入監視、通報システム]

・生徒の安全を確保するために、学校敷地内において生徒が活動する区域に不審者が侵入しないための区画を設定し、当該区画の出入口は施錠管理するとともに、来校者用の出入口、玄関及び門扉にはカメラ付きインターホンと電気錠・テンキーを設置する。

・防犯カメラは、防犯上必要な箇所に設置する。学校・地域開放用にそれぞれ個別で設置すること。

・各教室には、緊急インターホンや緊急ボタンを設置する。

##### [危険箇所の対策]

・学校施設内において衝突、転倒、転落の防止対策を行うとともに、建具等の事故防止対策を実施する。

#### ③その他配慮事項

・地域開放区画と学校区画については、空間的に容易に区分可能な諸室配置とする。

・不審者の侵入を察知し即座に対応できるよう、職員室などの管理諸室から各門、グラウンド、昇降口などの施設の主要出入口を直接またはモニター等で確認できるようにする。

### 2) 防災計画

#### ①基本方針

現在学校が担っている避難施設機能は継続して確保することを前提とする。

#### ②防災計画の概要

・町田市立学校施設機能別整備方針に基づき、以下の点に配慮する。

##### [避難施設の開放範囲・区画]

・災害時の避難施設として利用することを想定した開放範囲、区画を設定する。

##### [インフラ維持・早期復旧]

・避難施設機能に必要な非常用の電気、ガスを確保するとともに、水を確保するために受水槽を設置する。

・災害時のトイレを確保するためにマンホールトイレを整備する。また体育館の更衣室を使用できるように計画する。

・電気、ガス、水道等のインフラ設備について、災害時の使用や早期復旧することが出来るよう耐震性等を考慮する。

## ③その他配慮事項

- ・指定する校舎内のトイレは非常用発電で停電時も使用できるようにする。
  - ・グラウンドや体育館は物資搬入や緊急車両の寄り付きに配慮する。
  - ・高齢者や妊婦、乳幼児に配慮して、一般避難者とは別に避難スペースを計画する。
- 
- ・防災倉庫、防災備蓄倉庫を体育館と一体的または近接した位置に計画する。
  - ・災害時に緊急車両が敷地内へ出入りするために適した出入口を計画する。



既存発電設備



マンホールトイレイメージ